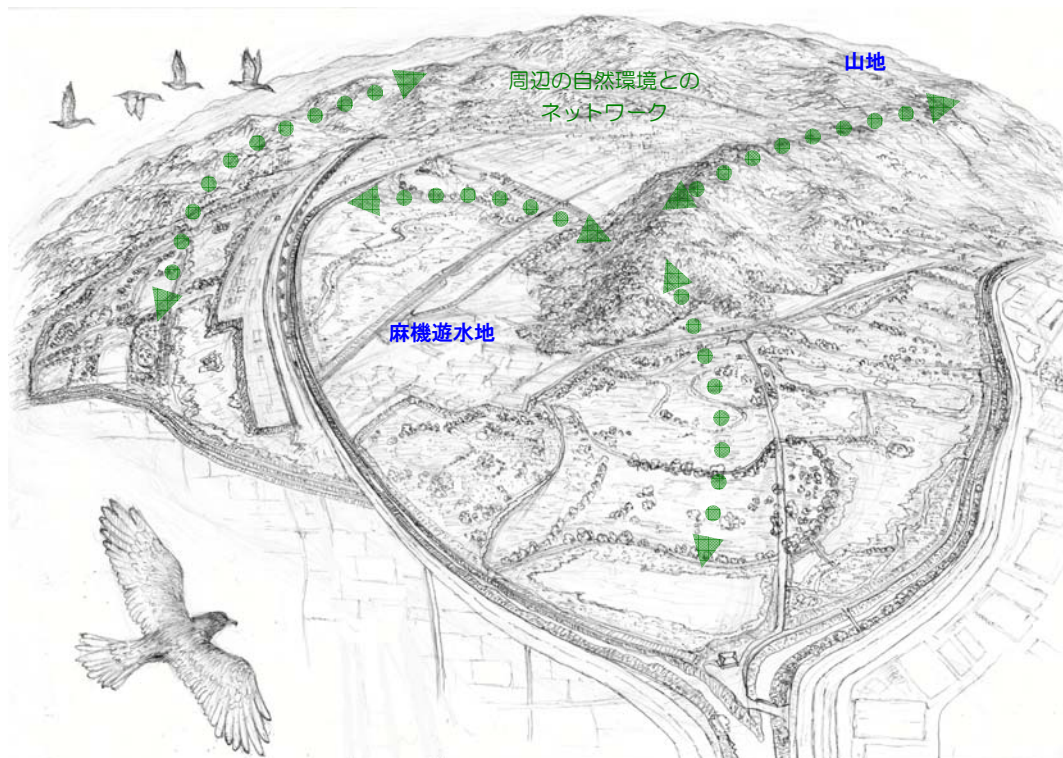
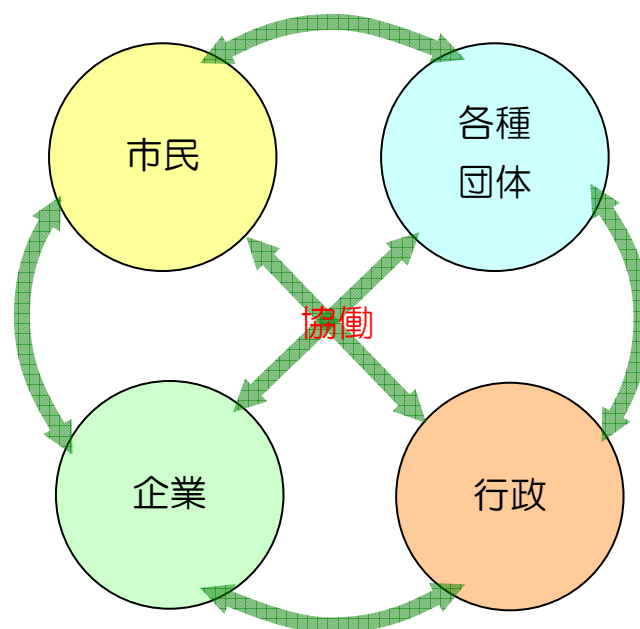


【目標達成後のイメージ図】



周辺とのネットワーク目標イメージ

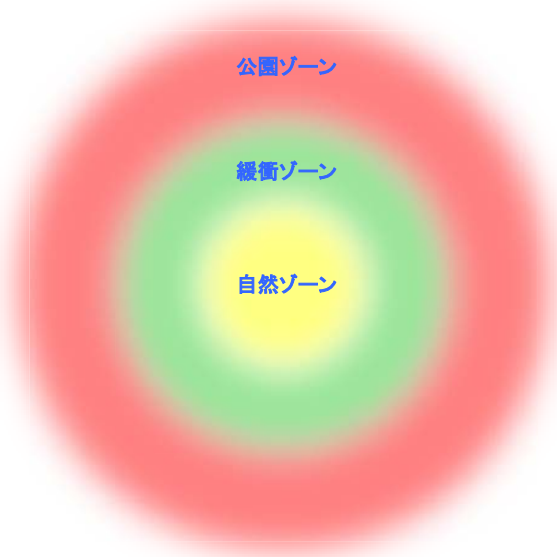


市民・団体・企業・行政のネットワーク

2.3 ゾーニング計画

麻機遊水地自然再生地は、市街地に隣接し周辺では道路建設や公園整備が進められ都市化の進行が予測される。そのため、麻機の自然環境がさらに悪化しないように、概念図を作成しこれに沿ったゾーニング計画を行い麻機遊水地の自然再生を進める。

【ゾーンの概念図】



【自然ゾーン】

麻機に生息・生育する動植物にとって重要な場となることから、積極的に動植物の生息・生育環境を保全・再生する場所とする。自然ゾーンでは、順応的に再生事業を行うとともに、良好な環境を保全・再生・維持管理のためのモニタリング調査や研究を行うゾーンとする。

【緩衝ゾーン】

自然ゾーンを取り囲み外部からの影響を緩和するゾーンとする。環境学習や自然観察の場としての活用を図るとともに、景観や安全性にも配慮した定期的な維持管理を行っていくゾーンとする。

また、緩衝帯としての機能だけでなく、周辺の自然との連続性にも配慮したゾーンとする。

【公園ゾーン】

公園ゾーンは、自然公園的な整備にも配慮し、市民の憩い、健康増進、レクリエーションのために利用するゾーンとする。

また、人と自然の接点となるゾーンであることから、自然再生の取り組みに関する情報発信や参加促進にも配慮したゾーンとする。

■各工区のゾーニング計画図

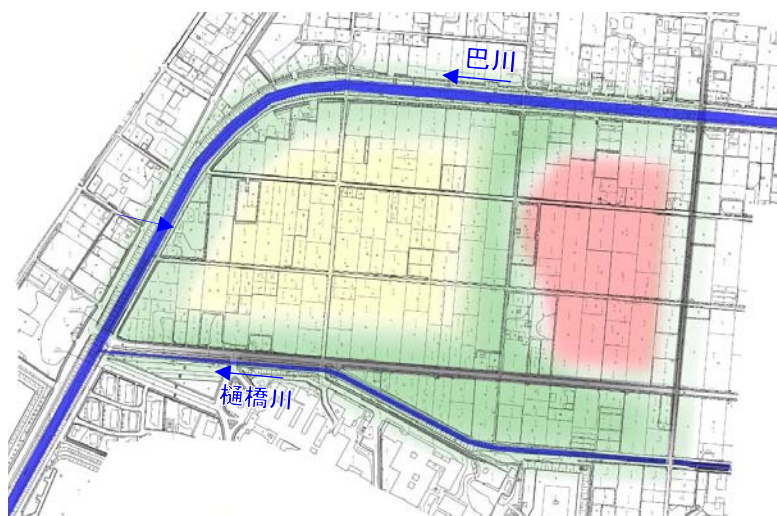
【第4工区】



【第3工区】



【第1工区】



凡 例	
	自然ゾーン
	緩衝ゾーン
	公園ゾーン

第3章 自然再生協議会組織および役割分担

3.1 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会設立趣意書

麻機多目的遊水地は、巴川総合治水対策のなかで本川狭窄部の改修、大谷川放水路の建設とともに巴川治水計画の三本柱として整備されてきました。

遊水地の計画当初は、治水機能と公園機能を有する多目的な遊水地として整備が進められましたが、貯水量確保のため掘削され一部湛水した池沼には、かつて麻機沼に繁茂していた蓮をはじめとしてこれまで土中に眠っていた様々な植物が再生し、トンボなどの昆虫類や数多くの野鳥が飛来し、生き物の貴重な生息・生育の場として注目されています。

麻機遊水地の整備により、過去に損なわれた自然環境である湿原が蘇り、多様な生きものが復元している実態を踏まえ、NPOや専門家、遊水地周辺の住民、関係地方公共団体など地域の多様な主体によって構成する「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」を設立し、将来にわたり安定した「人と生きものの共生」を目指し、人の利用空間、生きものの生息・生育環境、地域との関わりや景観など遊水地の自然環境のあり方について共に考え、またその自然環境を保全・再生・創出および維持管理を共に実施していくものとします。



3.2 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会設置要綱

（設 置）

第1条 自然再生推進法（平成14年法律第148号（12月11日公布））第8条に規定する自然再生協議会を設置する。

（名 称）

第2条 この自然再生協議会は、巴川流域麻機遊水地自然再生協議会（以下「協議会」と称する）という。

（目 的）

第3条 麻機遊水地（以下「遊水地」と称する）において自然再生事業を実施するに当たり、自然再生全体構想から、自然再生事業の実施および維持管理に至るまで、必要な協議を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）遊水地の自然再生全体構想（案）の作成を行う。
- （2）遊水地の自然再生事業実施計画（案）の作成を行う。
- （3）遊水地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。

（組 織）

第5条 協議会は、次に掲げる会員によって構成する。

- （1）公募による住民や団体、法人の代表者
- （2）地域の環境に関し専門的知識を有する者
- （3）関係地方公共団体の職員
- （4）関係行政機関の職員

（会 長）

第6条 協議会には、会員の互選により会長を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する会員が職務を代行する。

（策定部会）

第7条 協議会の円滑な運営を図るため、策定部会を置く。

- 2 策定部会は、会員および会員のあらかじめ指名する者から構成する。
- 3 策定部会は自然再生全体構想（案）、自然再生事業実施計画（案）の策定および各実施計画に関する連絡調整を行う。

（専門委員会）

第8条 協議会は、会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合は、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、協議会に報告する。

（参考人からの意見聴取）

第9条 協議会は、協議会の会議の進行に際して必要と認めるとき、参考人からの意見聴取ができる。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、静岡県静岡土木事務所および静岡市役所に置く。

（その他）

第11条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し、必要な事項を定めることができる。

2 この要綱は、協議会の合意を経なければ、改正することはできない。

（附 則）

この要綱は、平成16年1月29日から施行する。

（附 則）

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

3.3 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会名簿

H19年3月現在

区分		代表者	所属職名など
学識経験者 (6名)	1	土 隆一	静岡大学名誉教授
	2	湯浅 保雄	静岡植物研究会会長
	3	田中 博通	東海大学教授
	4	板井 隆彦	静岡県立大学助教授
	5	高橋 真弓	日本鱗翅学会会長
	6	伴野 正志	日本野鳥の会 静岡支部(調査保護部長)
行政機関 (7機関)	1	村上 由高	国土交通省静岡河川事務所
	2	山崎 省一	静岡県静岡土木事務所
	3	鈴木 光好	静岡県土木部河川企画室
	4	吉添 高兆	静岡県土木部河川海岸整備室
	5	花村 行郎	静岡市市民環境局環境部
	6	金井 宣雄	静岡市都市局都市計画部
	7	望月 正善	静岡市建設局土木部
団体委員 (25団体)	1	佐藤 達	観山中学校
	2	浅原 秀雄	麻機小学校
	3	和田 正行	城北小学校
	4	長橋 芳夫	麻機学区連合町内会
	5	栗田 みのる	城北学区連合町内会
	6	山田 秀敏	千代田東学区連合町内会
	7	平岡 重雄	南沼上柴揚げ漁保存会
	8	山本 恭久	麻機南中柴上げ保存会
	9	湯浅 保雄	麻機湿原を保全する会(NPO)
	10	古谷 宇明	麻機村塾
	11	長橋 芳夫	麻機遊水地グランド利用者会議
	12	井田 純夫	CLUBリバーネッサンス
	13	大畑 実	しずおか環境教育研究会(NPO)
	14	竹内 礼子	しずおか流域ネットワーク
	15	山口 良昌	静岡ロータリークラブ
	16	秋山 恵二郎	富士の国・学校ビオトープ(NPO)
	17	山本 耕三	森づくり愛好会
	18	中村 幹子	地域の庭を作る会
	19	藤原 建樹	独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター
	20	古田 正彦	静岡県立中央養護学校
	21	萩原 隆司	静岡県立北養護学校
	22	小野田 猛	巴川・遊水地の魚を保護増やす会
	23	長谷山 武義	グランドゴルフ
	24	石久保 義幸	NPO法人しずおか創造ネット
	25	朝比奈 恵二	日本へら鮎釣研究会
個人委員 (19名)	1	青木 嘉孝	
	2	青山 弘	
	3	青山 小代美	
	4	石上 恭平	
	5	加藤 道子	
	6	倉前 弘	
	7	栗山 由佳子	
	8	黒木 秀樹	
	9	後藤 晴夫	
	10	杉村 進	
	11	杉村 まさみ	
	12	永翁 智雄	
	13	西口 紀雄	
	14	三木 秀行	
	15	望月 文夫	
	16	望月 貢	
	17	安田 容子	
	18	小林 成樹	
	19	稲垣 栄洋	

※策定部会、個人会員は参加希望者とし、団体会員は会員および会員があらかじめ指名する者とする。

3.4 役割分担

自然再生を進めるために、協議会の委員および協力参加を願う機関の役割分担は下表に示すとおりであるが、基本的には協議会委員全体が協力し進めていくものとする。

また、役割分担については、自然再生事業の進捗により見直しをするものとする。

種 別	協議会委員						その他	
会 員 名	学 識 者	静 岡 県 土 木 部	静 岡 市	中 部 地 方 整 備 局	団 体	個 人	市 民	学 校 ・ 団 体
■良好な水環境の再生								
①池沼部の水深の維持管理	◇	◎	○	◇	○	○	△	△
②水質・水位などの把握	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△
③湧水の保全・再生	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△
④適正な水質および底質の管理	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△
⑤澄んだ水の確保と水の流れを再生するための検討・実施	◇	◎	◎	◇	◎	◎	△	△
■在来種の保全と生態系のバランスを保つ								
①外来種の管理手法の検討および対策の実施	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△
②動植物の生息・生育環境の保全・再生	◇	○	○	◇	◎	◎	△	△
③動植物の事前調査・モニタリング調査の実施	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△
④適正な開放水面の検討・維持管理	◇	○	○	◇	◎	◎	△	△
⑤表土の保全と土の持ち込みに関するルールづくり	◇	◎	◎	◇	○	○	△	△
■人と自然との持続的な関わりづくり								
①環境学習の場としての活用方法の検討・実施	◇	◎	◎	◇	◎	◎	△	△
②水田の維持管理・利用方法の検討・実施	◇	◎	◎	◇	◎	◎	△	△
③利用に関するルールづくり・対策の実施	◇	○	○	◇	◎	◎	△	△
④風俗・風習の継承		○	○	◇	◎	◎	△	△
⑤清掃作業の実施		◎	◎	◇	◎	◎	△	△
⑥安全管理の推進		◎	◎	◇	◎	◎	△	△
⑦持続的な自然資源活用のための検討実施	◇	○	○	◇	◎	◎	△	△
⑧今後を担う人材の育成	○	○	○	◇	◎	◎	△	△
■周辺とのネットワークづくり								
①周辺の自然環境とのネットワーク形成の推進		◎	◎	◇	◎	◎	△	△
②自然再生事業の情報の発信および収集と市民参加の推進	◇	◎	◎	◇	◎	◎	△	△
③市民、団体、企業、行政とのネットワーク形成の推進		◎	◎	◇	◎	◎	△	△

◎：主導して積極的に取り組む。

○：行なわれている取り組みへの参加や支援を行う。

◇：助言、指導、情報の提供を行なう。

△：将来的に連携を図るもの。

第4章 その他必要な事項

4.1 第4工区のダイオキシン類対策

自然再生協議会において自然再生全体構想策定の検討を進めるにあたり、麻機遊水地の水質および底質の調査を実施した際、第4工区において「ダイオキシン類特別措置法」に基づくダイオキシン類に係る水質および底質の環境基準を超過した値が検出された。そのため、県は平成16年8月にダイオキシン類の検出について公表した。

この緊急対策としてフィルターや看板の設置を行った。また、ダイオキシン類の具体的な対策について「巴川遊水地第4工区浄化対策検討委員会」を設置し、ダイオキシン類の分布状況や原因の追究を行い、対策を行っている。

しかし、検出範囲は自然再生事業の対象区域とも重なることから、本協議会においても対策工法を行うにあたり、自然環境への配慮事項について提案を行った。

今後も、ダイオキシン類の対策工法の実施にあたっては、本協議会として第4工区の自然環境に配慮した提案を行う。

自然再生協議会でのダイオキシン類対策工事に対する意見

- ・治水対策（治水機能の保持）
- ・自然環境への配慮（水域を残す、生育環境の保全、覆土の材料）
- ・対策工事（飛散暴露対策、固化処理工法）
- ・対策工法の選定（比較検討）

参 考 資 料

本文中の用語解説

【麻機地域】

江戸時代、麻機地域は池ヶ谷・南・有永・羽高・北・東・浅畑新田の七字で各村を形成していた。（麻機誌より）。これは、主に現在の麻機遊水地第1・4工区付近にあたり、第3工区は別地域に属していた。

しかし、本構想では対象区域を麻機遊水地第1・3・4工区としていることから、麻機遊水地及びその周辺地区も含めた地域を「麻機地域」と表現している。

【エコロジカルネットワーク】

分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとすることである。

【大谷川放水路】

大谷川は、安倍川扇状地末端の流水や伏流水の湧水によって流れてた河川である。日本平丘陵地西縁からの流水もあるが、日本平は主に礫層からできているため、降水の多くが地下水となり表面流出は意外に少ない。大谷川はすぐに駿河湾には流出せず、静岡平野南東縁の低地を有度山に沿って南流し、その後海岸に沿ってしばらく東に流れてから海に流出していた。

しかし、改修により大谷川は真直ぐ駿河湾に注ぐようになり、その流長はわずか3km未満の小河川であった。その後、昭和49年の七夕豪雨を契機に、大谷川放水路（6.3km）の建設が本格化した。大谷川放水路は、大谷川を巴川と結び、巴川上流の流水を支流の後久川流路を使って大谷川に分流して駿河湾に流出させ、合わせて上流部には麻機遊水地を造り、静岡・清水平野の水害をなくするというものである。巴川と大谷川を結ぶという事は共に安倍川を実質的な水源とする安倍川扇状地周縁の2つの川を結び、扇状地をめぐる川が新しくできたようなものである。

【外来種】

外来種とは、他地域から人為的に持ち込まれた生物。環境の分野でこの語を使用するときは、通常、特に野生化して世代交代を繰り返すようになり、生態系に定着した動植物をいい、1世代で死滅するものなどはこれに含めない。

類義語に移入種、人為移入種、帰化種があり、植物の場合特に帰化植物、動物の場合特に帰化動物ともいう。通例、「種」より下位の「亜種」または「変種」であっても「外来種」に含められるが、混乱を嫌って「移入個体群」のような用語を用いる場合もある。人為的に持ち込まれたものであれば、意図的な栽培や放流等によらず、偶然に定着した場合でも、外来種という。外来種の植物は、特に人為的な理由により環境に変化がおきた場所で多く生育することが多い。ただし、環境が復元されると、自然と勢力が減退することも多いので、外来種の生育状況で環境の悪化の指標とすることもある。

【攪乱依存種】

1年以上の期間連続して存在する永続的シードバンクをつくる植物で、主として二次遷移の初期層に出現する先駆植物や耕地雑草などの植物。

【コリドー】

一般的には、野生生物の生息地間を結び、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワークされた森林や緑地などの空間を言い、生態系ネットワーク、あるいは単にコリドーなどとも言われている。狭義には、林野庁が国有林において生物多様性保全策の1つとして進めている、今までに指定した様々な保護林と、その間をつなぐ森林を新たに保全林とし、「保護林ネットワーク」をつくる事業を指す。野生生物の生息空間を確保するための回廊（コリドー）のネットワークは、国際レベル、全国レベル、地方レベル、地域レベルなど様々な空間レベルで構築されるべきであり、さらにはそれらが全体としてひとつのネットワークを形成することが望ましいとされている。

【在来種】

外来種に対して、従来からその地域で生息・生育するもの。

【サンクチュアリ】

一般的には、「野鳥を主とした野生生物が安心して生息できる場所」として確保された土地を指す。「サンクチュアリ」が教会や神殿などの聖域を意味することから、こう呼ばれるようになった。

【静岡県版レッドデータブック】

静岡県版レッドデータブックは、本県における絶滅の可能性のある野生生物について、とりまとめたものである。静岡県版レッドデータブックでは、その絶滅の可能性により対象種をカテゴリー区分している。カテゴリー区分は、基本的に環境省（旧環境庁）カテゴリー区分（1997年）の定性的要件を準用している。また、本県独自のカテゴリーとして「要注目種」を採択している。「要注目種」とは、環境省カテゴリーには該当しないが、本県での野生生物保護上重要な種を区分したものである。

【植生遷移】

植生が年月を経て変化していくこと。単に遷移ともいう。裸地→草原→灌木林→陽樹林→陰樹林という流れが代表的である。最終的な樹林のことを極相林と呼び、これが成立するまでに通常200年以上を要するといわれている。

【柴あげ】

川に入江のような場所をつくり、その中へ枯れた雑木を長いまま束ねたものを入れ、冬期に魚が集まって動けなくなっているところを竹のスタシで逃げないように囲む。その後、雑木のねぐらを取り除き二間ぐらいの柄の付いた長い大きな鋤簾^{じょれん}でその中の泥をかき上げ、泥と一緒に魚を一網打尽に取る。その魚は、川水で洗って近くに用意してある焚火に鉄鍋を掛け、油を入れてからあげにするか味噌汁として食べた。

現在、第4工区では「麻機南中柴上げ保存会」が、第3工区では「南沼上柴揚げ漁保存会」がそれぞれ柴あげの再現を行っている。

【水質】

pH(水素イオン濃度):

水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、水素イオン濃度の逆数の常用対数となる。pH値が7のとき中性でそれより大きいときはアルカリ性、小さいとき酸性となる。

SS(浮遊物質):

水中に浮遊又は懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響することがある。

BOD(生物化学的酸素要求量):

溶存酸素(DO)が十分ある中で、水中の有機物が好気性微生物により分解されるときに消費される酸素の量のことをいい、普通 20℃で 5 日間暗所で培養したときの消費量を指す。

有機物汚染のおおよその指標になり、微生物によって分解されにくい有機物や、毒物による汚染の場合は測定できない。逆にアンモニアや亜硝酸が含まれている場合は微生物によって酸化されるので、測定値が高くなる場合がある。BOD が高いと DO が欠乏しやすくなり、BOD が 10mg/ℓ以上になると悪臭の発生などが起こりやすくなる。

COD(化学的酸素要求量):

水中の有機物などを酸化剤で酸化するとき消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。有機物のおおよその目安として用いられる二価鉄や亜硝酸塩などが存在する場合はそれらの量も測定値に含まれる。湖沼、海域の水質では COD が用いられる。

DO(溶存酸素量):

水中に溶けている酸素の量で、酸素の溶解度は水温、塩分、気圧等に影響され、水温が高くなると小さくなる。DO は河川や海域の自浄作用、魚類などの水生生物の生活には不可欠なもので、一般に魚介類が生存するためには 3mg/ℓ以上、好気性微生物が活発に活動するためには 2mg/ℓ以上が必要で、それ以下では嫌気性分解が起こり、悪臭物質が発生する。

T-N(総窒素):

総窒素は窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性のものとに分けられる。窒素は、動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

T-P(総リン):

総リンはリン化合物全体のことで、無機態リンと有機態リンに分けられる。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

クロロフィルa:

クロロフィル(葉緑素)はクロロフィル a、b、c 及びバクテリオクロロフィルに分類されるが、このうちクロロフィル a は、光合成細菌を除く全ての緑色植物に含まれるもので、藻類の存在量の指標となる。

濁度:

濁度は水の濁りの程度を表すもので、粘土鉱物であるカオリン 1mg/ℓが含まれた水を 1 度としている。濁りの原因となっている物質には、粘土性物質(ケイ酸塩が主体)、プランクトン微生物、有機物質などがあり、濁りとなる粒子の粒径は 0.1～数百 μm のものがほとんどある。

【絶滅危惧種】

絶滅危惧種とは、乱獲、密漁（密猟）、環境破壊、生態系の破壊、異常気象など、さまざまな理由によって絶滅のおそれが高い野生生物の種（しゅ）のこと。国際自然保護連合（IUCN）のレッドリスト・レッドデータブックや、これに準拠した環境省のレッドリスト・レッドデータブックによって指定されている。

【埋土種子（シードバンク）】

土壌中に埋もれて眠っている生きた種子のこと。埋土種子の寿命は長いもので20年以上ともいわれている。



作 成: 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会

事 務 局: 静岡県静岡土木事務所

住所: 静岡市駿河区有明町 2-20 TEL: 054-286-9363

静岡市役所

住所: 静岡市葵区追手町 5-1 TEL: 054-254-2111

作成年月日: 平成 19 年 3 月 28 日